

## 家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 日時

平成28年7月8日（金）午後3時30分から午後5時30分まで

### 第2 場所

東京家庭裁判所中会議室

### 第3 出席委員（五十音順）

芦澤政治，石栗正子，岡田幸之，折井純，各務美奈子，木元和子，棚村政行，田村幸一，中村孝，乃南アサ，野間万友美，卷淵眞理子，松田京子，三森仁，宮嶋芳弘，和田芳子

### 第4 テーマ

再非行防止に向けた少年審判の運用について

### 第5 議事

#### 1 新委員挨拶（中村委員，松田委員，和田委員）

#### 2 再非行防止に向けた少年審判の運用について

##### (1) テーマ選択について

（委員長）

本日のテーマは，再非行防止に向けた少年審判の運用についてです。少年事件では，再非行者率が年々上昇しているという問題があり，この対処が，現在の少年事件における大きな課題となっております。本日は，再非行防止に向けた少年審判の運用全般について御紹介させていただき，その効果をさらに上げるにはどうしたらいいのか，皆様の御意見を伺わせていただければと思っております。

##### (2) 家庭裁判所による説明

（説明者）

#### ア 統計

当庁の少年事件の年度別の新受件数について，平成19年度から平成2

7年度までの推移を見てみますと、総件数は右肩下がりに減少しており、平成19年度は8912件、平成27年度は4342件と、8年間で半分程度にまで減少しております。少年事件には、窃盗や傷害、詐欺などの一般的な犯罪の事件である一般保護事件と交通事件がありますが、一般保護事件が事件総数とほぼ同じように減少しています。

当庁の平成27年度の一般保護事件の非行罪名は、窃盗が40%と最も多くなっています。窃盗事件で最も多いのは、万引きや自転車の乗り去りといったものです。

警察庁が発表しました平成18年から平成27年の刑法犯少年の再犯者の推移に関する全国統計では、再犯者の数は減少しているものの、全体のうち再犯者の占める割合は上昇の一途をたどっています。このため、現在の少年事件は、再非行防止が最も大きな課題となっており、本日のテーマである再非行防止に向けての少年審判の運用が重要なポイントとなっております。

## イ 少年審判手続の流れについて

家庭裁判所は、警察や検察庁、児童相談所から事件を受理します。その後、家裁調査官による調査が行われます。調査とは、家裁調査官が少年の性格、生い立ち、環境などを調査し、なぜ少年が非行を起こしてしまったのか、その少年にはどのような手立てが必要かを検討する手続です。調査の間、少年の身柄を拘束するため、観護措置という手続で少年を少年鑑別所に収容することがあります。また、少年の身柄を拘束しないで、自宅などで普段どおりの生活を続けさせながら調査を進めるというものもあります。大多数の事件は、後者の在宅による調査が行われています。調査の過程で教育的措置が施された結果、審判を開くまでもないと判断された場合、審判不開始で終わることがあります。

審判不開始で終わらないものは審判が開かれることとなりますが、直ち

に最終的な処分を決めるのではなく、少年が生活を立て直せるのか、しばらく様子を見てから最終処分を決めた方が良いと判断された場合には試験観察という手続が執られます。その観察の一つの方法として、民間の委託先に少年を預けて行う補導委託というものがあります。試験観察手続が執られた場合、試験観察終了後にもう一度審判を開いて、そこで最終処分を決めることとなります。試験観察の期間は大体三、四か月を目途として行われることが多くなっております。

#### ウ 終局決定について

少年に対する最終処分を終局決定といいます。その種類としまして、不処分、児童相談所長送致、保護処分、検察官送致があります。

不処分とは、保護処分などを行わないで終了するものです。調査の過程で教育的措置が施された結果の審判不開始決定と同じように、調査や審判、場合によっては試験観察も含め、少年に対して教育的措置が施された結果、保護処分などを行う必要がないと判断された場合には、不処分決定がされることとなります。

児童相談所長送致とは、児童福祉法上の指導に委ねるのが相当と考えられた場合の処分です。

保護処分は大きく分けて3種類あります。1つ目は、少年を家庭で生活をさせながら保護司さんなどの指導を受けさせるという保護観察、2つ目は少年院送致、3つ目は児童自立支援施設送致などです。

検察官送致とは、成人同様の裁判を受けさせることが適当と判断された場合などに、事件を検察官に送るという処分です。この場合には、検察官から地方裁判所に公訴提起されることとなります。

#### エ 教育的措置について

少年法は、少年の健全育成という目的を掲げております。教育的措置とは、非行を犯した少年が再び非行に走ることをないように、非行の内容や

個々の少年の抱える問題に応じて家庭裁判所が行う教育的な働きかけのことを言います。そして、この教育的措置は、少年法の規定により、少年だけではなく、保護者に対しても行うことができるとされています。

教育的措置を分類しますと、知識付与型、体験学習型、グループワーク型、就労・学習支援型の4類型になります。どのメニューを選択するかにつきましては、そのメニューの効果を踏まえて選択することになります。

#### (ア) 知識付与型

知識付与型で行われているものとしては、被害を考える教室、薬物乱用防止指導、思春期保健指導、交通講習があります。

被害を考える教室とは、少年、保護者に万引きの被害について考えさせるものです。毎回、コンビニやドラッグストア、書店など、小売店の販売責任者の方などをゲストスピーカーとしてお招きして、万引きによってどのような被害を受けるのか、具体的に語っていただいています。ゲストスピーカーの講話の後には、昨年から新たにワークシートを使って被害者の視点を定着させるための取り組みをしています。

薬物乱用防止指導、思春期保健指導とは、東京家庭裁判所には、裁判所技官といわれる医師と看護師がおり、必要に応じて裁判所技官による教育的措置を行っています。調査官による教育的措置との違いは、医学的観点から行うことにあります。薬物については、薬物事件自体が全国的に激減しており、東京家裁でも、以前は集団型でシンナー乱用者に対して心身に及ぼす影響について講習を行っていましたが、現在はシンナー乱用で送致される少年は皆無です。ただし、最近は危険ドラッグの取締りが強化されたためか、大麻取締法違反で送致されてくる少年が微増しており、個別に指導を行っています。性教育については、性非行を犯した男子少年に対して、思春期の性に関する男女差を理解させたり、誤った知識を正したりします。また、援助交際を繰り返す女子少年を対象

に、性感染症や避妊等についての知識付与をするなどを行っています。

交通講習では、交通事故や交通違反をした少年を対象に、集団で講習を行っております。自動車事故の講習は、交通事故による被害について理解させ、早期に安全運転の知識を持たせることを狙いとして、被害者支援都民センターに御協力をいただきながら実施しています。無免許講習では、原付を無免許運転した少年を対象に無免許運転の危険性を考えさせたり、運転手の3つの責任について説明をしたりします。自転車事故講習は、自転車で人身事故を起こした少年を対象に自転車の事故の刑事上の責任と民事上の責任や、行政上の責任として講習受講命令という制度ができたこと、道路交通法における自転車のルールや自転車事故に多く見られるパターンとその対策などに触れ、自転車も車両であることの理解を促し、安全運転の意識を持たせるようにしています。

#### (イ) 体験学習型

体験学習型では、地域美化活動として、葛西臨海公園などでのごみ拾い活動を行っており、複数の親子が、ボランティアや調査官と一緒に海岸のごみ拾いをしています。オリエンテーションから始まり、公園内の海岸で清掃活動を1時間程度した後、振り返りと感想文作成をするなどして、計3時間ほどかけて行います。

また、社会奉仕活動の一環である対人援助として、試験観察中の少年を対象に、特別養護老人ホームに3日間程度通い、施設の職員の指導のもと、食事の介助の補助やお年寄りの話し相手、車いすでの移動の補助などを行っています。また、乳児院や保育園に通って、子供の遊び相手や抱っこなどの保育活動の手伝いに参加することもあります。

この他、禅寺での活動として、お寺に御協力をいただき、境内の清掃を1時間程度した後、座禅を1時間半程度行い、最後に住職から講話をいただくということも行っています。

(ウ) グループワーク型

グループワーク型では、保護者の会として、少年に非行を繰り返させないようにするための親の役割について話し合う機会を設け、保護者としての責任や自覚を促し、指導意欲を高めるということを行っています。少年事件の保護者は、多かれ少なかれ自らの監護に自信を失っていたり、さまざまな悩みを抱えていたりしますので、親としての責任や自覚を高めるためには、まずは前向きな気持ちになってもらうことが大切です。1人で悩みを抱えている保護者に対し、保護者の会では、まずは悩みを共有した上で、思春期の心理の特徴について講義を受けたり、親子の意思疎通を図るためのコミュニケーションの取り方を練習したりします。

また、郊外の野外活動センターで、3組から5組程度の親子が参加して親子合宿を行っています。回数は年三、四回、以前は1泊2日で実施することもありましたが、ここ数年は全て日帰りで行っています。少年友の会の会員や学生ボランティアといったスタッフとともに、親子ごとに班に分かれ、親子で協力してワークに取り組む体験を通じて、日頃会話の少ない親子が徐々に意思疎通を図るようになっていき、互いに新たな一面を発見する機会にもなっています。それぞれのワークごとに時間をかけて振り返りを行い、気付きを大切にしながら、自己理解、相互理解を深めていきます。時間も労力も要する措置ですが、少年友の会や学生ボランティアの熱意に支えられて続けられています。最近では、合宿に参加できない親子に、家裁の室内で、個別に友の会の会員と学生ボランティアが加わってワークに取り組ませたケースもございます。

(エ) 就労・学習支援型

就労支援とは、試験観察中の少年で就労に課題がある場合に、その少年に応じた支援を少年友の会の協力を得て行うものです。履歴書の書き方、採用面接に臨むに当たっての心構えや受け答えの仕方について、指

導や助言をします。就労活動に一步踏み出せない少年をハローワークに同行するなどして、仕事の探し方を教えます。

また、学習支援として、試験観察中で学業の遅れがある中学生に対しては、学生ボランティアが勉強を教えるといったことをしており、最近では特に盛んに行われ、少年友の会の会員も学習支援に加わるようになっていきます。

担当調査官は、これらの教育的措置を実施した上で、少年や保護者の取り組み姿勢に加えて、感想文や面接などを通じて、少年や保護者が教育的措置の内容をどのように受け止めたか、狙いとしたことに対する効果は得られたのかといったことを見た上で、処遇意見を裁判官に提出します。

#### オ 補導委託について

補導委託とは、家庭裁判所が少年の最終的な処分を決める前に、試験観察の一環として、民間のボランティアの方に少年をしばらくの間預け、生活面や職業面の指導をしてもらいながら、その間の少年の様子を観察して、社会内での更生の可能性を探るという制度です。少年を預かっていただく個人や施設のことを補導委託先、その責任者の方を受託者といいます。受託者の家族とともに暮らすタイプと寮で暮らすタイプがありますが、最近では受託者の家族と暮らすタイプは少なくなり、寮で暮らすタイプが多くなっています。家裁調査官は、補導委託先に定期的に少年に会いに行き、受託者からも詳しく経過を聞きながら、指導の内容や方法について受託者と相談をして、協力しながら進めていきます。

この補導委託が選択されるケースは、大別して2つのパターンがあります。1つは、保護者の引き受け意思がない、監護が不適切、親子関係の葛藤が大きいといった事情があったり、不良交友などの誘惑から距離を置く必要性があったりするなど、自宅にすぐには戻せないような事情がある場合で、適当な親戚などもおらず、居住先がないケースです。この場合には、

補導委託をしている間に、居住先を探したり、親子関係を調整したりするなど環境調整を行います。2つ目は、健全な大人による積極的な指導や交流などを通じて、社会内での改善可能性を見たい場合です。受託者の家で家族と一緒に暮らすような補導委託先の場合には、健全な疑似家庭での体験による変化を見ることができます。また、寮生活であっても、規則正しい生活を送るための指導を受けますので、そうした指導による変化を見られます。職業指導を受けられる補導委託先であれば、就労経験を通じた変化を見ることができます。

どちらのパターンであっても、困ったり、悩んだりしたときに、その問題を解決する力が育っていない少年たちが多く、家庭的に親に相談できるような環境に育っていない少年には、補導委託を通じて、場当たりの方法や勝手な思い込みで対処するのではなく、周囲の大人に相談をして、適切な方法を考えるという段階を踏むことの大切さを理解させて、これを身に付けられるかどうかということも重要な課題になります。困難場面を乗り越えるための問題解決能力を高めることが、再非行を防止するために役立ちますので、1人で抱え込んでしまったり、相談相手の選択を誤ったりしがちな少年には、自己の課題として取り組ませるようにしています。

補導委託先には、職業補導型、更生保護施設、自立援助ホーム、宗教団体などがあり、その選定に当たっては、少年の抱える課題や、どのようなことを経験させたいかということ踏まえて行っています。また、補導委託先の特色は様々であり、少年の性格などを考慮して、マッチングなどを考えながら選定するようにしています。

#### (ア) 職業補導型

職業補導型とは、受託者が経営する店や会社で就労経験を積ませるというタイプで、中華料理店、土木関係、建設関係、クリーニング、居酒屋がごさいます。居酒屋は18歳以上の少年が対象になっています。職

業補導型の補導委託先には、受託者の家族と暮らすタイプと寮で暮らすタイプがございます。定員は1人から3人と委託先によって異なります。委託先によっては、少年が補導委託期間を無事やりとおし、補導委託終了後も引き続き稼働することを望めば、雇用を継続してもらえることもあります。

#### (イ) 更生保護施設

更生保護施設とは保護観察所から委託を受けている施設です。主に、少年院を仮退院して保護観察中の少年や、刑務所を出所した成人や、刑の執行猶予を言い渡された成人などで、頼れる人がいなかったり、生活環境に恵まれなかったりして、すぐに自立更生ができない人を対象に、保護観察所から委託を受けて社会復帰を援助する施設です。施設によってその支援の内容は様々ですが、生活場所や食事を提供し、就労支援や金銭管理の指導など、退所後に自立した生活を維持できるような指導や援助を行っています。施設によってルールも異なり、自由度の高い施設から枠作りがしっかりしている施設まで様々です。対象少年は、職業補導型とは異なり、自分で仕事を探す必要がありますので、就労意欲があることが必要になります。

#### (ウ) 自立援助ホーム

自立援助ホームとは児童相談所からの委託を受けている施設です。義務教育を修了して、児童養護施設等を退所しなければならない者などで、家庭や施設にいられなくなり、働かざるを得なくなった未成年者を対象に、就労活動の支援や生活面の指導を行いながら、時間をかけて自立や自活する力を育てていきます。こうした児童を対象とした施設ですので、就労や自立に向けての意欲がある少年に向いています。補導委託終了後も、自立援助ホームから児童相談所に依頼し、児童相談所からの措置に切りかえて、そのまま生活をさせてもらうことが可能ですので、帰住先

がなく、ひとり暮らしをするにはまだ困難が伴う少年には、サポートを継続して受けられるホームは大変貴重な存在といえます。

(エ) 宗教団体

東京家庭裁判所では、天理教の3分教会に協力をいただいています。受託者家族と同居しながら、生活面の指導を受けます。規則正しい生活を送りながら、食事の準備、掃除、洗濯を自分で行えるようにすることから始めるため、就労意欲や自律性が乏しい少年でも続けることができます。

カ 審判における教育的措置について

少年審判は、少年と保護者、裁判官、調査官、付添人などが参加します。審判は非公開で行われており、裁判官は最初に非行事実の確認を行い、これが認められる場合には、保護処分の要否や内容などを考えていきます。少年法は、審判は少年の内省を促すものとしなければならないと規定しておりますので、審判では、少年に反省を深めさせ、更生の意欲を持たせることが重要となります。そのために、審判では大きく分けて、3つの面で工夫をしています。1つ目は出席者の工夫、2つ目は裁判官の質問の工夫、3つ目は決定告知の際の工夫です。

(ア) 出席者の工夫

審判では、教育的措置として、補導受託者、担任の教師、職場の雇主、保護司といった方々に出席を求めて話をしてもらうことがあります。関係者に出席してもらうことにつきまして、どのような教育的効果を狙っているかといいますと、例えば、担任の先生に出席してもらう場合は、学校内で問題を頻発させていた少年について、これまでの迷惑行為を謝罪させ、先生には謝罪を受け入れてもらう。その上で、先生の方から少年に対する期待を話してもらうといった、一種のセレモニーみたいなことをしています。これは、間違ったことをしたら、相手に謝るという道

徳的な態度を学ばせたり，真摯に謝罪をして許してもらえたという成功体験をさせて，周囲の期待を実感させたりすることで更生の意欲を高めさせるといった教育的効果を狙っています。

(イ) 裁判官の質問の工夫

少年に対しては，非行事実の重みを理解させる，非行の原因や自己の問題を考えさせることが重要となります。もっとも，非行の原因などは少年ごとに違いますし，年齢や知的能力によって理解力にも差がありますので，何を伝えるか，どのように伝えるかということ，少年ごとに考える必要があります。非行事実の重みを理解させるという点では，どれだけ店に迷惑をかけたかを理解させることが重要となります。その際，中学生レベルでは，抽象的な思考が苦手な子も多いので，被害者を身近な人に置き換えて，具体的に考えさせることが有効です。例えば，親が飲食店を営んでいる場合であれば，裁判官の方から，親が同様の被害にあったらどうなるか，どのように感じるかを質問し，被害者の感情を理解するのを助けるようにしています。非行の原因や自己の問題を考えさせるという点では，当時の生活状況を振り返らせながら，少年や保護者に非行の根本的原因を考えさせるようにしています。

(ウ) 決定告知の際の工夫

少年に対する処分の種類につきましては，先ほど御説明したとおりですが，決定告知の際には，更生の意欲を高めさせるような働きかけを行っています。例えば，真摯に反省し，既に生活態度を改めている少年がいる一方で，そこまでには至らず，今後反省が薄れた場合に再非行の恐れが否定できない少年もいます。前者の少年の場合には，努力を認め，ほめてあげることが効果的ですので，この調子で頑張ってくださいなどと励ましの言葉をかけています。後者の少年につきましては，危機意識を植え付けることが必要となりますので，例えば，脅迫事件を起こした

人だけが少年院に送られるわけではありませんよ、軽い事件であっても、反省せずに繰り返していれば少年院に送られることとなります、そうならないように十分注意してくださいなどと忠告をしたりしています。

保護処分を告知する場合には、保護観察所や少年院が行う処遇に対し、少年が前向きになるように動機付けをすることが重要となります。そのための工夫として、保護観察処分の場合であれば、これが失敗したら少年院送致になる可能性が高いことを理解させ、危機感を持たせるとともに、保護観察中に規則正しい生活習慣が身に付けば将来に役立つなどと、少年にとってメリットがあるということを伝えています。

一方、少年院送致の場合には少年のショックは大きく、動機付けは非常に難しいところですが、その反面で、少年院での教育期間は通常1年程度であり、そこでの教育効果を上げるためには、早く前向きな気持ちになってもらうことが重要です。そこで、両親に立ち直った姿を見せて、喜ばせてあげてくださいなどと動機付けをしています。

### (3) 質疑応答

(委員)

再犯率が高まっている非行の種類を教えてください。また、わいせつ行為に対して、何らかの教育的指導がされているのかどうか、されているのであればその内容や効果を教えてください。

(説明者)

性非行関係は、同じパターンを繰り返すことが少なくありません。そのパターンを崩していくことが必要で、非行性がさほど進んでいない段階であれば、家庭裁判所で教育的措置を行っています。調査室が行う教育的措置としては、そのパターンをきちんと少年に理解させ、それを崩していくための具体的な方法を考えさせます。複数の実行可能な対策を自分で考えさせて、調査官も一緒に助言をしながら、そのパターンを崩していきます。

粗暴非行などで攻撃性のある少年に対しては、アンガーマネジメントといって、怒りの感情とか、いらいらした感情を自分でコントロールしていくための手当てをします。物事に対する受け止め方の癖を自分できちんと理解して、他の受け止め方ができないかということを考えさせていきます。また、自分がかつとしたときに身体感覚がどうなるのか振り返らせ、それを自覚することで早く察知できるようにして、そうなったときに、かつとした感情を収めていくための実行可能な幾つかの方法を考えさせます。

(委員)

警察庁が毎年出している、刑法犯少年の再犯者の推移は、再犯率ではなく再犯者率、要するに1年間に何人少年が検挙されたか、その検挙された少年のうち、何割の少年が前にも検挙されたことがあるかという数値であり、非行の罪種ごとの再犯率はこの統計には出ていないため正確な数値は分かりません。ただ、同種の非行類型が繰り返されるということばかりではなくて、異なる非行類型を重ねる少年が多いということが、一般的に言われております。薬物系は同じことを繰り返すと言われてはいますが、そうでないものは、異なる非行を繰り返していることもあると言われてはいます。

(委員)

その場合は凶悪化していくことが多いのでしょうか、それとも、ただ違う種類のものをという形なののでしょうか。

(委員)

それを調べるための調査はないため、正確なことは分かりませんが、必ずしも最初やっていた非行がだんだん重くなって行って、最後は少年院送致というようなケースばかりではなくて、軽微な事件、例えば、万引きを何回も繰り返しているような少年も中にはいて、最初は保護観察などの処分を受けるけれども、保護観察中にもまた繰り返し、なかなかそれが直らないから少年院に行くというパターンも結構あると感じています。

(委員)

家裁に送致された少年において、きちんと本当のことを話して、きちんと反省をしている場合は、多分教育的措置というのはかなり効く部分はあるのかなという気がします。ただ、一方では、最近少年でも否認や黙秘というのが昔と比べると増えているという認識があります。否認や黙秘となると、この教育的措置というのは難しいところがあるものでしょうか。

(説明者)

否認事件では、事実の解明が先決となるため、なかなか教育的措置まで手が回らないということが多いと思います。

ただ、少年事件は否認が増えているとはいえども、非行事実を認める事件の方が圧倒的に多いと思います。認めるけれども、自分勝手な考えやひとりよがりの考えをして弁解を通そうとすることが多いので教育的措置が大切になっていくと考えております。

(委員)

審判の段階で裁判官の行う働きかけ、調査の段階で調査官が行うもの、民間の方たちや少年友の会の人たちが行うもの、全てそれを教育的措置という言葉だけでまとめてしまうのは分かりにくいと思います。逆に言うと、教育的措置という言葉で、家庭裁判所では統一されているのだけれども、実際にはそれぞれに違いがあるのではないかと思っているのですが、いかがでしょうか。

(説明者)

確かに教育的措置といっても、手続自体が調査官、裁判官、民間といろいろな方が様々な角度からしていますので、分かりにくい部分もあるかと思えます。

調査官が行う教育的措置と審判で行われている教育的措置は、質的に異なるというよりは連続的なもの、調査官が働きかけた教育的な内容を踏まえて

裁判官が審判で行うものと捉えています。

調査官と民間のボランティアの方との関係については、調査官が裁判官と相談して考えている教育的措置に、民間の方が協力者として加わっていただいているものと考えています。また、民間の方には、一般の社会人のモデルになっていただけるという効果があると考えています。調査官としては、何がこの少年に必要なのか、何が手当として必要なのかというところを考えるのが重要な役割と思っています。

### 3 次回予定

平成28年12月12日（月） 午後3時